

平成27年度第1回那珂市総合教育会議 議事録

- 1 日 時 平成27年5月25日（月）
午前10時00分～午前10時47分
- 2 場 所 那珂市役所5階503・504会議室
- 3 出席者
- （構成員） 市長 海野 徹 教育委員長 中澤 明
教育委員 佐藤 哲夫 教育委員 住谷 光一
教育委員 小笠原 聖華 教育長 秋山 和衛
- （事務局） **【総務部 総務課】**
総務部次長兼総務課長 川崎 薫
課長補佐（総括） 渡辺 荘一
課長補佐（総務グループ長） 石井宇史
総務グループ係長 山崎 武
- 【教育委員会教育部 学校教育課 指導室】**
教育部長 会沢 直
教育部次長兼学校教育課長 園部 勢津子
課長補佐（総括） 清水 貴
課長補佐（総務・再編グループ長） 田口 裕二
副参事兼指導室長 大高 伸一
- 【教育委員会教育部 生涯学習課】**
生涯学習課長 桧山 達男
課長補佐（総括） 小林 正博

4 会議次第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 那珂市総合教育会議設置要綱（案）について
- 4 協議事項
 - （1）総合教育会議について
 - （2）那珂市教育大綱（素案）について
- 5 その他
- 6 閉 会

5 内 容

総務課長： 定刻となりましたので、ただいまから平成27年度第1回那珂市総合教育会議を開催いたします。
始めに、海野市長からあいさつをお願いいたします。

市長： おはようございます。本日は第1回的那珂市総合教育会議ということで、中澤委員長をはじめ教育委員の皆様方には、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、平素から時代を担う子どもたちの人材育成と教育の充実発展にご尽力いただいております、大変ありがたく心から感謝申し上げたいと思います。

ご承知のように今般、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層教育行政の推進を図る場として、この総合教育会議が設置されることとなりました。これまでも教育委員の皆様方とはさまざまな対話、協力をさせていただいておりますが、今回の法改正により正式な位置付けのもと、皆様方と一緒に対話をし、議論を深める場ができたということは、大変意義深いことだと思っております。

那珂市の人口は、平成27年5月1日現在で55,660人となっており、国立社会保障・人口問題研究所によると、2040年には42,000人程度まで減少すると推計されています。このような人口減少社会に対応するためにも、今那珂市に住んでいる子どもたちが那珂市に住み続けたい、と思われるような施策を展開することが必要となります。

本年度から小中一貫教育が始まり、新たなスタートを切ったところでございますが、これだけにとどまらず、教育委員の皆様方と問題意識を共有し、子どもたちのために様々な施策を進めていくことが必要と考えております。そのためにも、この会議の中で皆様方と忌憚のない意見の交換をしながら理想とする教育行政を実現してまいりたいと考えておりますので、よろしくご意見申し上げまして、簡単ですがあいさつの言葉とさせていただきます。よろしくお願いたします。

総務課長： 続きまして、次第の3、(1) 那珂市総合教育会議設置要綱(案)について、事務局より説明申し上げます。

総務G長： こちら事務局を担当させていただきます総務課総務グループの石井と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、那珂市総合教育会議設置要綱(案)についてご説明させていただきます。資料の設置要綱(案)をご覧くださいと思います。

では、設置要綱(案)です。説明を進めさせていただきます。まずは、こちらの趣旨です。こちら第1条でございます。こちらに

つきましては、全文読ませていただきます。

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、市長と那珂市教育委員会が、十分な意思疎通を図り、那珂市の教育に係る課題、目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的な教育行政を推進していくため、那珂市総合教育会議を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。こちらが大きな目的・趣旨となっております。

続きまして、第2条です。こちらについては構成員について謳っております。こちらの教育会議につきましては、市長及び教育委員会をもって構成するということになります。

続きまして、第3条所掌事務です。こちらの所掌事務につきましては、大きくは1、2、3とございます。こちら1ですが、こちらは那珂市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定をするということが目的となっております。

2番目です。教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置を協議するということになっています。

3番。児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置を協議するとなっております。また、その他必要がある場合には、構成員が必要と認める場合には協議・調整をするとしております。

続いてこちらの会議についてです。第4条です。こちらの会議は、市長が招集することとなっておりますが、教育委員会の中で必要と認める場合にはそちらの招集を市長の方に求めることができるとなっております。こちらの会議で調整を行った事項については、尊重するものとしております。

第5条は、意見の聴取となっております。こちらの場合は、この会議を行うに当たって必要であれば、関係者又は学術経験を有する者の出席を求めることができるとなっております。

続いて第6条です。こちらについては会議の公開のことについて謳っております。こちらの会議につきましては、公開することとなっております。ただし、以下の1号・2号にありますとおり、個人情報等の非開示情報が含まれる事項であるとか、こちらの会議の公正若しくは円滑な運営に支障が生じると認められる場合又は公益上必要があると認められる場合はその時において非公開とすることができるとしております。

続いて裏面をご覧ください。第7条です。こちらの会議の議事録につきましては、作成をいたしまして公開をいたします。ただし、こちらの議事録につきましては、基本的には那珂市の公式ホームページ

ージの方で掲載するということとなっております。

続きまして第8条につきましては、事務局の方は総務課の方に置くということにしております。説明につきましては、以上です。よろしく申し上げます。

総務課長： ただいま説明申し上げました要綱（案）につきまして、ご意見を願いたいします。

総務課長： 意見ございませんでしょうか。

教育委員： 異議なし。

総務課長： 特にご意見が無いようでございますので、承認ということでよろしいでしょうか。

（「はい。」との声あり）

総務課長： ありがとうございます。それでは要綱の（案）を削除いただきたいと思います。

要綱をご承認いただきましたので、ここからは要綱第4条第1項の規定に基づきまして、市長が議長となり進行をお願いしたいと思います。

それでは、市長よろしく願います。

市長： はい。それでは要綱に基づき議長を務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

市長： それではこれより協議事項に入ります。はじめに総合教育会議についてを議題といたします。

先ほどの設置要綱と重複するところもございますが、具体的にどのような内容についてこの会議において協議、調整すべき事項なのか等、事前によく確認、認識をしておくべき点もあろうかと思っております。主なQ&Aも含めて事務局より説明願います。事務局。

総務G長： はい。それでは説明をさせていただきます。右肩に資料ー1とございます「総合教育会議について」という資料をご覧いただければと思います。ただいま市長の方からお話ありましたが、こちらにつきましては、先ほど説明させていただきました設置要綱とかなり重複する部分があると思っております。ご了承いただきたいと思います。

まず1番です。会議の位置づけです。これにつきましては、要

綱にありますとおり「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正施行により、設置されるものとなっております。こちら2番目の丸ですが、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であるということとなっております。協議・調整をするものとしましては、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層教育行政の推進を図るため協議・調整をしていくということでございます。

2番です。会議の運営等です。会議招集につきましては、首長である市長の方が招集することとなっておりますが、必要に応じて教育委員会が開催を求めることが出来るとなっております。協議すべき事項です。こちら先ほどの要綱の方でも説明させていただきましたが、改めて読ませていただきます。教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定。教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置。

3番。児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置。

4番は、またその他協議が必要な場合となっております。

続きまして、会議の公開です。こちらにつきましては、市民への説明責任を果たすとともに、その理解のもとで教育行政を行う趣旨から、原則として公開することとしております。その会議の議事録についても公表する。ここでは努めなければならないとなっておりますが、公表するというようにしております。また、こちらの会議の結果ですが、こちらにつきましてはその結果を首長と教育委員会は尊重していくということになっております。会議の庶務につきましては、先ほども要綱にありましたとおり総務課の方で行います。その他必要な事項は、教育会議の方で決めることとしております。

2ページ目をご覧ください。こちらにつきましては、会議運営等に関する考え方ということでQ&A方式で5つのものが載っております。こちらにつきましては、文科省の説明会からの抜粋となっております。

Q1です。「教育委員の間で意見が分かれた場合はどうしたら良いか。首長も含め過半数で決めるのか。また、教育委員に欠席者がいた場合はどう決めると良いか。」とありますが、こちらにつきましては、意見をすり合わせるための会議で、その場でまとめなければならないという会議ではないということです。ですので、もし、意見が分かれた場合は、一度持ち帰り、意見を調整してからまた改めて開催して調整をしていくということにするのが良いのではない

かとされております。

続いて Q2 です。「構成員に学識経験者等を常時含めること、また構成員に加えることはできないのか。」ということですが、こちらにつきましては要綱にもありましたとおり、学識経験者から意見を聴くことはできますが、委員の中には含めることはできないとしております。

Q3 です。「教育会議に、首長の代わりに副市長の代理出席は可能か。」となっておりますが、代理出席というのは基本的には想定していないということです。

続いて Q4 です。原則公開となっておりますが、必要な時に非公開にするけど、どういった所で非公開にしたらよいのかということとあります。これにつきましては、非公開にする場合には、市長がここから先は非公開にするとか、そういったことを宣言してすることになります。基本的には、突然非公開にするとかそういったことではなく、次第の中で順序どおり、ここから先は非公開にするとか、そういった段取りをしていくのが良いのではないかとされております。

3 ページをご覧ください。Q5 です。こちらの「総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についてのみ協議するのですか。」という問いです。こちらにつきましては、予算・条例提案に加え、保育や福祉など首長の権限に関わる事務について、また教育委員会のみの権限に属する事項についての協議についても協議するという一方で、こちらについては自由な意見交換ということで協議をしていくという場ということになっております。ただし、政治的中立性の要請が高いことについては、議題として取り上げるべきではないのではないかとこのように書かれております。

4 ページです。4 ページにつきましては、こちらの総合教育会議を設置した元となります、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の、設置条文となった第1条の4を抜粋して参考として載せさせていただいておりますので、後ほどあわせてご覧いただければと思います。説明については以上です。よろしくお願いいたします。

市長： はい。ただ今、事務局からですね、資料-1 について説明をいたしました。皆様の中で何かご意見がありましたらお願いいたします。

佐藤委員： 質問。

市長： はい、どうぞ。

佐藤委員： 年間、だいたい開催は何回くらいを想定しておられますか。

市長： はい。事務局。

総務G長： はい。すいません。ではご説明させていただきます。頻度につきましては、こちらについては、まず回数の決まりはないということとなっております。ただし、今年につきましては、今から大綱というものを今年度中に作成していきたいと考えてございますので、今回大綱の素案を提示させていただきますが、それについてまた、皆さんで持ち帰っていただいて、内容の確認であるとか、こういったものを載せるとか、そういったものをまた持ち寄っていただいて、ここで協議していただいて、またそれをもとにまた作成していきまして、ということを考えておりますので、今回を含め、まずは3回程度は今年度で開催することになるかなとは考えております。以上でございます。

佐藤委員： はい。分かりました。

市長： はい。よろしいですか。

佐藤委員： はい。

市長： 他にございましたら、お願いいたします。

中澤委員： はい。

市長： はい。どうぞ。

中澤委員： 今の説明の中で、一番最後の3ページの方のところに書かれてあるQ&Aの中に一つございます。最後の総合教育会議。教科書採択の点とか、あるいは個別の教職員人事等というのは、政治的中立性の要請の高いもので、議題とすべきではないというふうなところがございます。具体的にさっそく来月、教科書採択の会議等が控えております。教科書採択の方針とかあるいは教職員人事の基準等について、もしそういう風なところで市長さんの方のお考えというか、あればちょっとお聞かせいただければなと思ひまして質問いたしました。

市長： 私としてはですね、教科書採択の方針については、意見の交換はあってもしかるべきと思ひますけれども、教科書の採択や個人の教

職員の人事に関する事などは、特に政治的中立性の高い事項についてはですね、議題として取り上げるものではないと思っております。教科書の採択についても、これまでどおり教育委員会の方でやっていただければと考えております。

市長： よろしいですか。

中澤委員： はい。

市長： 他にございますか。

住谷委員： よろしいですか。

市長： はい。どうぞ。

住谷委員： 今回の Q5 の A のところ、A5 ですか。予算、条例提案あるいは保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うというふうにあります。教育委員会としてばかりでなく、市のそういう行政面について市長さんが何か意見交換をしたいという場合には、事務局の方から何かそういう提案などがなされるのでしょうか。その辺についてどうでしょうか。

市長： 事務局、ちょっと答えてもらえますか。

総務G長： はい、すいません。ではご説明させていただきます。必要なことがある場合には、事務局の方で、市長または教育委員の皆様方から、こういったものが協議したい、ということがございますれば、それをもとにしまして、こちらの会議を開催させていただいて、意見交換をさせていただければと思います。以上です。

市長： よろしいですか。

住谷委員： はい。

市長： 他にございますか。

(なし)

無いようですので、それでは、次に進めさせていただきます。
那珂市教育大綱の（素案）についてを議題といたします。事務

局から説明願います。事務局。

総務再編G長： それではお手元にお配りしました那珂市教育大綱の（素案）でございます。こちら中身につきまして、説明をさせていただきます。表紙ですけれども、那珂市教育大綱の（素案）でございます。豊かな心と文化を育む教育のまちづくり。こちらが教育理念になってまいると思います。ページを開いていただきまして、まず1ページをご覧ください。こちらの資料に基づきまして、説明の方をさせていただきます。まず、大綱策定の趣旨でございます。この大綱は、那珂市の学校教育及び生涯学習、伝統文化等の振興に関する総合的な基本施策の方針を定めるものです。平成27年4月1日一部改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、大綱は「総合教育会議」において協議し、市長と教育委員会が教育政策の方針を共有してとりまとめられたものです。また、参考として、基本施策の方針を推進していく施策の展開方向を示しますとしております。この基本施策の方針、こちらの部分を大綱として定めていくというものでございます。続きまして、関連計画との整理でございます。那珂市では、平成25年3月に、平成30年3月までの5年間のまちづくりの指針として「第1次那珂市総合計画後期基本計画」を策定しました。大綱は、総合計画との整合性を保ちながら、総合計画の基本的な方針を参酌し策定したものです。大綱に示す基本施策の方針を展開していくため、那珂市の教育振興基本計画に位置付ける「那珂市教育プラン」を実施計画とし、事業の推進・充実を図っていきます。

大綱の期間でございます。大綱の期間につきましては、法律では定められておりませんが、ここでは市長の任期が4年ということもございますので、那珂市では4年ということと考えてございます。期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間といたしますけれども、第1次那珂市総合計画後期基本計画の今後の見直しがございました場合には、大綱の見直しについても検討していくという形で書かせていただいております。

次のページ、2ページをご覧ください。大綱の基本理念でございます。那珂市の教育は、「豊かな心と文化を育む教育のまちづくり」という基本理念のもと、「まちづくりは人づくりから」という基本的な考え方に立って、児童・生徒の学力向上と心身ともに健全な成長を促すために、「なかっこ宣言」の精神を大事にしながら、たくましい心と郷土を愛する思いやりをもった、社会に貢献できる人づくりを目指します。さらに、子どもを育てやすい環境づくりを行うとともに、学校・家庭・地域が一体となって、未来を担う子ども「豊かな心」と「生きる力」を育てる教育の充実を進めます。

また、市民一人ひとりが意欲を持って、生涯学習に参加できる環境の整備と那珂市の伝統文化・歴史資産を活用したまちづくりにより、文化・スポーツを育む人づくりを進めます。こちらを基本理念といたします。下に掲げております「なかっこ宣言」ですけれども、こちらにつきましては平成21年5月18日に那珂市の各小学校の代表児童で組織しました「なかっこ宣言策定委員会」というものがございまして、こちらで制定されたものでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。大綱の基本施策。第1次那珂市総合計画後期基本計画に基づき、那珂市の教育は、つぎの5つを基本施策とします。施策1。個性と創造性を育む学校教育の充実を図る。施策2。生涯にわたり学ぶことができる環境を整える。施策3。生涯にわたりスポーツに親しめる環境を整える。施策4。未来を担う青少年の健全育成を図る。施策5。貴重な歴史資産と伝統文化を継承し活用を図る。以上の5つを基本施策としまして、この施策の方針、こちらを大綱として定めていくというものでございます。基本施策の方針でございます。今説明しました5つの基本の施策といたしまして、次の基本施策の方針、こちらを大綱として定めます。

施策1。個性と創造性を育む学校教育の充実を図る。こちら幼稚園・学校教育に関する部分でございます。読み上げます。児童生徒の基礎的・基本的な知識と技能の習得に努めるとともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を図ります。そのため、小・中学校へ非常勤講師やALT（外国語指導助手）、障がい児学習指導員等の配置や中学校の8年生、9年生については、市独自に35人学級を実施していきます。また、小学校教育の6年間と中学校教育の3年間の9年間を見通し、個々に応じた一貫したきめ細かな指導を行い、教育効果の向上を目指した小中一貫教育を推進していきます。併せて、教職員を対象とした教科・領域研修や特別支援教育研修、生徒指導研修などを実施し、教員の小中一貫教育に対する意識改革や指導力の向上を図っていきます。さらに、学校生活への悩みを持つ児童生徒、保護者及び教員の多様な教育相談に応じるため、教育支援センター機能を充実するとともに、心の教室相談員やスクールカウンセラーによる指導や支援をしていきます。いじめ問題については、「いじめは絶対に許さない」との意識をすべての人が持ち、地域社会全体で児童生徒を見守りながら、いじめ問題の克服に取り組んでいきます。幼児教育では、新たにスタートする子ども子育て支援制度および那珂市立幼稚園教育振興計画に基づき、特別支援教育や預かり保育などを充実し、小学校教育との連携を視野に、幼稚園教育の一層の充実に努めていきます。また、市立幼稚園の再編を計画的に進めていきます。こちらが施策1でございます。

施策2。生涯にわたり学ぶことができる環境を整える。こちらは生涯学習の部分でございます。中央公民館では、講座の充実や事業の積極的な展開など、多様化する市民ニーズに対応するとともに、各地区まちづくり委員会との連携を深め、生涯学習活動を推進していきます。市立図書館では、生涯学習の身近な拠点として、多くの市民が読書を生活の一部として取り入れ、文化的で生きがいのある暮らしができるよう読書環境の充実に努めていきます。また、学校と市立図書館との連携を図り、子ども達の読書活動を支援していきます。芸術文化では、芸術・文化の振興と発展を図るため、文化協会等の自主的な活動の支援や、市民参加型のイベントを実施していきます。

続きまして施策3。生涯にわたりスポーツに親しめる環境を整える。生涯スポーツの部分でございます。那珂市スポーツ振興基本計画に基づき、生涯にわたるスポーツの推進・振興を図るとともに、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しめるよう総合型地域スポーツクラブ「ひまわりスポーツクラブ」を支援していきます。また、那珂総合公園を活用して、水泳教室をはじめとする各種スポーツ教室の充実を図り、市民の健康の維持・増進に努めていきます。

次のページでございます。施策4。未来を担う青少年の健全育成を図る。青少年健全育成の部分でございます。青少年の健全育成を推進するため、青少年相談員を配置し相談体制の充実を図っていきます。家庭教育では、家庭教育力の向上に努めるとともに、家庭・学校・地域の連携をより一層深め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進していきます。また、ふるさと教室等における体験事業の充実により、小学生のふるさとを愛する心と社会性の涵養を図っていきます。

施策5。貴重な歴史資産と伝統文化を継承し活用を図る。歴史伝統文化の部分でございます。歴史民俗資料館では、季節展や企画展を充実するとともに、市史編さん事業を進めていきます。また、市民との協働により、額田城跡の保存管理をはじめ各種の歴史遺産の保存活動を進めていきます。以上読み上げました5つの施策の基本方針、こちら本日お示しいたしましたけれども、第一段階の素案ということでございますので、今後も、今後の会議も含めまして、ご協議・ご検討いただきたいと思います。また、ただ今お示ししました施策をどのように展開していくのかということで、施策の展開方法については、次のページから参考ということでお伝えしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。素案の説明につきましては、以上でございます。

市長： はい。ただいま説明がありました大綱の（素案）について、ご質問がございましたらお願いします。

佐藤委員： 大綱の基本理念とか内容については、意見があるとか、そういうことではないのですが、3ページに示されました基本施策1から5のこの表現について、今日は第1回目の会議というようなことでもありますので、共通理解を図る意味で話題にしておいた方が良くかなと。あえて私が言うべきあれでもないですけども、あえてお話ししますと、施策2と施策3、その表現の末尾なんですけれども、内容にも関わることでもあります。他の1番4番5番の表現とやや異なるような表現になっている。環境を整えるというようなことで終わっておりますけれども、考えてみると、環境を整えて生涯学習の充実を図る、いうふうな、ならうならばそういうふうな表現になる。言っていることに異論がある訳では全くありませんが、その表現をそのように、環境を整えるというようなことが狙い、直接の目的ではない訳なんです。そこの表現を統一するかどうか、あるいは言っていることは環境を整えてそして生涯学習の充実を図ると、あるいは健康スポーツ活動の充実を図るというようなことなんだよというようなことが共通認識されていけばいいのかなと。いうようなことで、あえて意見と言いますか、感想を申し上げました。どうのこうのということではないんですが、どうかなというふうに思っておったんですけど。

市長： はい。これは何か意図して「図る」にしなかったとか何かあるんですか、理由付けが。

総務再編G長： それにつきましては、那珂市の総合計画の後期の基本計画の中に定められております。施策からもってきたものでございますので、この大綱でこの末尾を揃えるということにつきましては、今後の協議の中で可能になってくるかと存じます。以上でございます。

市長： 今後の協議の中で図るというふうに、末尾を変えるご検討をいただければと思います。それでよろしいでしょうか。
他にはございますか。

小笠原委員： 施策1に関してなんですが、本年度から小中一貫教育がスタートして、それで、非常に学校の方も自分の中学校や小学校のみならず、その周辺のさまざまな教育施設に目を向けているなというのが実感されているところでもあります。ぜひ今後はそこに就学前という考えも展開の中に加えていただけたらと思います。子供た

ちはほとんどが公立の小学校や中学校に行く子が多いですけれども、就学前に関しては幼稚園のみならず、さまざまな環境で今、子供たちは実際に生活をしている現状がありまして、もちろん市の公的な教育施設はもちろんとして、那珂市に在住するすべての子供たちが等しく就学に向けてのさまざまなサービスや教育環境が得られるようにということで、施策1が展開されたらすごく喜ばしいなと思います。

市長： 就学前のですね。それも今後、会議の中でもんでいただく形で。はい、どうぞ。

清水総括： 今のご質問の件ですけれども、4ページの施策1の最後の幼児教育ではという記述のところになると思いますけど、下から2行目の所に、事務局としましてもその就学前の連携ということを加味させていただきまして小学校教育との連携を視野にという表現を入れさせていただきましたので、これから連携についてはご協議いただきまして、表現とか検討していきたいと思います。よろしくをお願いします。

市長： 他にはございますか。はい、どうぞ。

住谷委員： はい。施策5の貴重な歴史資産と伝統文化を継承し活用を図るとなっておりますが、5ページの施策5の中身がですね、歴史民俗資料館のことと額田城跡の保存管理、これ2つなんですね。むしろ、豊かな心と文化を育む教育のまちづくりというのが前提であれば、やはり人物を取り上げるとか、例えばしょうげいしょうにん聖 岡 上 人とか根本正さんとか、やはり那珂市は優れた人材を出していますので、そういうことも学校教育の中で取り上げられるような何かその研究というものも必要で、それを入れていくことも必要なのではないかと。ちょっと4行では、かなり端折ってるなという印象を受けます。よろしくをお願いします。

総務再編G長： 市長含め教育委員さんがたの意見をお伺いした中で作り込んでいく形でよろしいかと思えます。

市長： 素案でございますので、今後の会議の中で付け加えていきますので。他にはございますか。

中澤委員： はい。施策1の中での幼稚園学校教育。この中で2点、ちょっと感じたことだけお話させていただきます。1点はその、そのところで中学校の8年生、9年生については、市独自に35人学級を実施していきます。これぜひともこの35人学級の実施ということで考えていただければと思います。40人学級と35人学級というのは、持ったらもう、持ったことがなければ分からない辛さがございます。たった5人の人数が増えただけじゃないかということでも、中学校の2年3年のあの時期に、やはり生徒指導面とか学習面とかを考えていった場合にはおいては、やはり35人というのは本当になんとか目が届く、40人だとどうしても目が届かないっていうふうな、私も経験ございますので、ぜひともこのところは、ぜひ実施して、いうふうな形でお願いしたいなと思います。

あと、もう1点が4ページのところの4行目にある心の教室相談員やスクールカウンセラーによる指導や支援というようなところで、多分、今の学校の中においては、学校生活への悩みを児童生徒というか要するに生徒が結構多いと思うんですけど、生徒プラス保護者の方も多くなってきているんじゃないかなと思っているんです。そうすると、そのスクールカウンセラーによる指導という具合に、保護者とのスクールカウンセラー、意外と結構なかなか十分なる対応が難しくなっているかなと思いますので、是非ともそこらの場合においても、その保護者へのスクールカウンセラーの指導というふうなことの充実、お願いできればなというふうな感じで思っております。はい。

市長： 分かりました。これもこの次の会議の中でということですね。一番最初の35人の方はうたっておりますので、その通りということにしたいと思いますけれども、その保護者とのスクールカウンセラーですか、保護者とのね。これも入れるような形で今後の会議の中でまた意見と出していただければ。

他にはございますか。

小笠原委員： 施策5のところ、先ほど住谷委員とのお話とも若干重複するところもあるんですが、民俗資料館の非常に高い企画力やそれから資料収集力をぜひその学校教育と具体的にどうタイアップしていくか、また学校教育のみならず幼児教育でもその継承を図るということに関して、子供たちに積極的に展開していくには、どうしたらいいのかというのは今後、私たちも考えていかなければいけないところだと思うんですが、どうしても民俗資料館、大人はたくさん行くんですけども、なかなか子供たちが訪れる機会が、学校でも努力はしてくださっているんですけども、時間的に難

しいというところで、今後そういう具体的な文言が入ることによって、先生たちにももっと積極的にしていただくことができるんじゃないかなと思います。はい。

市長： はい。学校では、やっているよね。3年生とか4年生。

総務再編G長： 歴史民俗資料館への見学ということで、3年生が毎年そちらの方には行っています。また中学生も必要に応じてそこで勉強会を行なってということをお企画しております。

市長： さらにそれを広げろということです。それから、そういったことも今後会議の中で出していただければ盛り込むことができると思いますので、その時またお願いしたいと思います。
他にはございますか。

秋山委員： 特にこの施策5の中でいうことではないんですけども、市長の方も教育に対して非常に熱心にアドバイスをさせていただいたり、いろいろと取り上げていただいているんですけども、市長の公約の中に英語教育というのがあげられております。この大綱の中にそれを盛り込めるか、盛り込まなくても当然ながら我々としても英語教育については、やっていく必要があるということは認識はしているんですけども、特に入れる必要性があるかどうかという。

市長： 盛り込んでいただければありがたいと思いますけど。

秋山委員： 今後、検討の中で。

市長： 検討ですね。はい。
他にはございますか。

(なし)

市長： なければ、これで協議を終了したいと思います。いろいろとご意見をいただきましてありがとうございました。特に教育大綱については、本日は素案という形でお示しさせていただきましたが、今後の会議においてですね、内容を固めていきたいと考えております。それでは、以上ですね、本日の協議事項は終了いたしました。進行を事務局へお返しします。

総務課長： はい。ありがとうございました。続きまして、次、第5のその他

でございますけど、事務局で何かありますでしょうか。

総務G長： はい。それでは、先ほど佐藤委員からもご質問であったんですけれども、また改めて説明させていただきます。今後のスケジュールについてです。ただ今市長よりお話がありましたように、今後の会議において、こちらの大綱を詰めていくということになっております。次回におきましては、また今日、協議いただいた内容について、また大綱についての協議を予定しております。今回を含めまして3回程度ということで考えております。具体的な日程というのはまだちょっと決まっておりませんので、後日改めて調整させていただきたいと思っております。では、よろしく申し上げます。

総務課長： はい。その他ありますでしょうか。委員の皆様からその他で何かございましたらお願いいたします。

総務課長： よろしいですか。

総務課長： ないようでございますので、以上をもちまして平成27年度第1回那珂市総合教育会議を閉会といたします。慎重なご審議ありがとうございました。